

同意書を用いた拒絶の克服

～同一商標の登録性に関する最高人民法院の判断～

中国知的財産権訴訟判例解説（第54回）

Google公司
再審申請人（一審原告、二審上訴人）

国家工商行政管理総局商標評審委員会
被上訴人（一審被告、二審被上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国商標法第30条は登録要件に関し、以下の通り規定している。

商標法第30条

登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たさない、又は他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録され又は初歩審定を受けた商標と同一又は類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。

すなわち、他人の先行登録商標と類似する商標については出所の混同、誤認を生じる恐れがあることから、登録を認めないこととするものである。

本事件では類似の指定商品に「NEXUS」とする同一商標の登録を認めるべきか否かが争点となった。北京市第一中級人民法院¹及び北京市高級人民法院²は共にたとえ共存を認める同意書があったとしても登録を認めなかったが、最高人民法院は両社の合意があり、また一般消費者の出所混同、誤認も生じる可能性が少ないことから登録を認める判決³をなした。

1 北京市第一中級人民法院（2014）一中行（知）初字第9012号
2 北京市高級人民法院判決（2015）高行（知）終字第3402号
3 最高人民法院2016年12月23日判決（2016）最高法行再103号